



## 役員退職給与一分掌変更における退職の事実

一通達に形式的に該当することをもって退職の事実は認定できないと判断—

法基通9-2-23は、分掌変更に伴い一時金等が支払われた場合、一定の事実に該当し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合は、これを退職給与として取り扱う旨規定しています。しかし、同通達に形式的に該当するとしても、退職の事実はあくまでも実質的に判断することを念頭に置くべきでしょう。今回は、分掌変更における、いわば実質基準について警鐘を鳴らした判決をご紹介します。（平成18年2月10日京都地裁・棄却・Z888-1177）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 【事案の概要】

原告X会社は、平成14年3月期において、3月31日、代表取締役甲及び取締役乙が各々その役職を辞任したとして（甲は取締役として留任、乙は監査役に就任）、両名に退職慰労金合計5560万円を支払うこととして、同金額を未払費用として損金経理をしました。退職慰労金は、平成15年3月31日両名に支払われ、原告は退職所得に係る源泉所得税を徴収し、被告に対し納付しました。

被告は、退職の事実が認められないとして、本件退職慰労金の損金算入を否認する法人税の更正処分及び同金員の支払について役員賞与に係る源泉所得税の納税告知処分を行いました。

### 【裁判所の判断】

- 1 法人役員については、分掌変更、改選による再任等を契機に、役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情がある場合もあるから、このような場合に退職金等として支給される金額も法人税法上も退職給与として取り扱うのが相当である。法基通9-2-23もこれと同じ趣旨に基づき、実質的に退職したと同様の事情がある場合の基準を示したものと解される。
- 2 甲は、代表取締役辞任以降も原告の取締役であり、報酬も減少したものの月額■■■■を受け取っている上、取引先との対応等の業務に従事しており、乙も、監査役として法的責任を負う立場にあって、減少したものの報酬を受領しているのであるから、両名が原告を退職したということとはできない。本件通達も、形式的に本件通達(1)から(3)までのいずれかに当たる事実がありさえすれば、当然に退職給与と認めるべきという趣旨とは解されない。
- 3 原告は、本件事業年度までに、自社工場を閉鎖し、従業員を解雇しており、業務の実態・内容が大きく変わっていることはうかがえるが、主要な取引先との実質的対応は引き続き甲が担当していたことその他の事情を考慮すると、甲は、代表取締役辞任以後も、原告で常勤し、原告の主要な活動についての重要な地位を占めていたというべきであるから、本件通達(1)にいう事実は認められず、その他実質的に退職したのと同様な事情があったとは認められない。
- 4 本件事業年度には、保険金等1億5614万5106円の収入があること、本件退職慰労金の支給が事業年度の最終日の株主総会及び取締役会で決議されたことを考慮すると、法人税額の増額を避けるために両名が退職したのとして本件金員の支払をしたという疑いも生じる。
- 5 以上、認定事実によれば、本件金員を本件事業年度の損金の額に算入することはできない。

★本判決の裁決もデータベースに収録されています（平成16年6月25日・F0-2-261）。併せて読むとより事実関係が理解しやすいと思います。……………（税法データベース編集室 正木洋子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判11頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第160号(平成18年11月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2モリタビル/TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628